

旧優生保護法に係る死者に関する個人情報の取扱いについて

〔平成30年6月14日付け北海道知事あて
北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第267号〕

平成30年3月30日付け子ども第3562号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

個人情報保護法において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、死者に関する情報を対象としていない。

これは、個人情報保護制度は、「個人の尊厳」や「基本的人権の尊重」の理念に基づき、個人の人格的な利益を保護しようとするものであることから、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）においても、死者に関する情報については、この条例の対象とならないとしている。（「北海道個人情報保護条例の施行について」（平成6年10月31日付け文書第2121号総務部長通達第2条関係））

しかし、現行条例の解釈及び運用において、死者に関する情報であっても開示請求者の自己に関する個人情報でもあると考えられる場合や社会通念上、開示請求者自身の個人情報と同視することができる場合には、開示請求者は、死者に関する情報を自己に関する個人情報として開示請求をすることができることとしている。（平成12年2月16日付け北海道個人情報保護審査会答申第8号。以下「答申第8号」という。）

今般、昭和23年に施行された優生保護法のもと、障がい者等に優生手術が行われ、そのことに関する一連の問題が、障がい者等への差別につながり、今日の価値観とは相容れないことが大きな社会問題となっている。

国（厚生労働省）においては、本年3月、都道府県等に対し、今後の検討に備えて、旧優生保護法に関連した資料の保全を求める旨を通知するなど、これらの資料や記録等が、この問題の真相等を究明するために、極めて重要なものとなっている。

また、時間の経過とともに、優生手術を受けた者が、既に死亡していることが多く、その家族も高齢となっているなか、その死者に関する情報を親族が求める事案があり、こうした親族からの開示請求への対応が求められている。

しかしながら、現行条例の解釈及び運用では、死者に関する情報について、限定的な取扱いとしており、こうした親族からの開示請求への十分な対応ができない。

については、この問題が持つ特異性や親族への十分な配慮が求められていることなどを勘案し、当審査会としては、条例が「個人の権利利益を保護する」ことを目的としていることを念頭に置きながら、旧優生保護法に係る死者に関する個人情報に限り、今後、先の答申第8号の取扱いを踏まえ、「社会通念上、請求者自身の個人情報と同視することができる場合」として、諮問にある親族の範囲（※）についても開示請求ができる者の対象として、運用することが適当である旨、答申する。

※1 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）、二親等以内の血族 2 1がない場合、三親等以内の親族